

○愛知県道路公社週休2日工事実施要領

制 定 令和6年 4月1日
最終改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事を実施する。発注時は「完全週休2日（土日）」を指定することとし、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく、「質」の向上を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土 木 工 事：愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事
現 場 閉 所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工 事 完 成 日：完成通知書提出日

(対象工事等)

第3条 愛知県道路公社の発注工事で、単価適用日が令和7年10月1日以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができます。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
 - (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
 - (3) 緊急の応急復旧工事
 - (4) 愛知道路コンセッション株式会社に委託する業務は必要に応じて対象外にできる
- 2 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、愛知県建設局が定める「建築工事における週休2日制工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。なお、この場合「愛知県建設局」を「愛知県道路公社」と、「愛知県公共工事請負契約約款第25条」を「愛知県道路公社工事請負契約約款第25条」と読み替えるものとする。

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、愛知県建設局「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）」に定める（参考1）～（参考3）に

することとする。

(1) 完全週休2日（土日）（参考1）

完全週休2日（土日）とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日（参考2）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日（参考3）

週休2日とは、対象期間（第5条）内において現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間）

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 積算における補正係数は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日（土日）」の補正係数を適用する。

- (2) 「完全週休 2 日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

現場閉所状況の適用区分	完全週休 2 日（土日）※	月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）	月単位の週休 2 日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は愛知県建設局「愛知県週休 2 日工事実施要領（土木工事編）」に定める別紙 1 による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は愛知県建設局「愛知県週休 2 日工事実施要領（土木工事編）」に定める別紙 2 による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は愛知県建設局「愛知県週休 2 日工事実施要領（土木工事編）」に定める別紙 3 による

(取組内容)

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
- ・本要領の対象工事であるか否か
 - ・週休 2 日を実施しない工事の場合はその理由
 - ・対象工事の場合で、第 5 条(7)に該当する週休 2 日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休 2 日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かることの分かる現場閉所計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休 2 日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合は、未達成の要因

及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 完全週休2日（土日）が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。（令和8年4月1日以降契約工事については評価しない。）

2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、愛知県建設局「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）」に定める様式1によることとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。